

堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局決裁規程（昭和 4 3 年水道局管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、サービス推進部部理事（業務管理担当）」を削り、「事業サポート課参事（総務事務担当）」を「総務課参事（総務事務担当）」に、「事業サポート課主査（総務事務担当）」を「総務課主査（総務事務担当）」に改める。

第 1 0 条第 2 項の表中

「

課長	課長補佐（グループ制を敷く組織にあつては、所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、課長が指名する主幹又は主査）又は所管の主幹若しくは主査
----	--	--

を

」

「

課長（担当課長を除く。）	課長補佐（グループ制を敷く組織にあつては、所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして課長（担当課長を除く。）が指名する課長補佐、主幹若しくは主査）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、課長（担当課長を除く。）が指名する主幹又は主査）又は所管の主幹若しくは主査
担当課長	所管の主幹（グループ制を敷く組織にあつては所管の参事、総括参事役若しくは参事役又はグループのリーダーとして担当課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査、所管の主幹を置かない組織にあつては課長補佐）又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役	所管係長（グループ制を敷く組織にあつては、担当課長が指名する主幹又は主査）又は所管の主査

に

」

改め、同条第3項の表担当課長の項中「グループ」を「所管の参事、総括参事役、参事役若しくは主幹（室長が指名する者に限る。）又はグループ」に、「主幹若しくは主査又は所管の主幹（室長が指名する者に限る。）」を「課長補佐、主幹若しくは主査」に改め、同条第4項中「及び工事検査担当課長」を削り、同項の表中「グループ」を「所管の参事、総括参事役、参事役若しくは主幹（局次長（技術監理担当）が指名する者に限る。）又はグループ」に、「主幹若しくは主査又は所管の主幹（局次長（技術監理担当）が指名する者に限る。）」を「課長補佐、主幹若しくは主査」に改める。

別表第4項第11号、第12号、第14号、第17号及び第18号中「サービス推進部長」を「総務部長」に改め、同項第40号中「サービス推進部長」を「総務部長」に、「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同表第6項中「サービス推進部長」を「総務部長」に改め、同項第13号及び第14号中「サービス推進部」を「総務部」に改め、同表第7項及び第8項中「サービス推進部部理事（業務管理担当）」を「サービス管理部長」に

改め、同表第12項第8号、第9号、第12号、第14号及び第16号から第18号までの規定中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同項第50号中「サービス推進部長」を「総務部長」に、「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同表第14項中「事業サポート課長」を「総務課長」に改め、第2号及び第3号を削り、同表第30項中「事業サポート課主査（総務事務担当）」を「総務課主査（総務事務担当）」に、「事業サポート課参事（総務事務担当）」を「総務課参事（総務事務担当）」に改め、同項を同表第31項とし、同表第29項を同表第30項とし、同表第28項中「下水道水質管理担当課長」を「下水道水質管理課長」に改め、同項を同表第29項とし、同表第27項を同表第28項とし、同表第26項を同表第27項とし、同表第25項に次の1号を加え、同項を同表第26項とする。

(3) 再生水の利用料の徴収に関すること。

別表第24項を同表第25項とし、同表第18項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、同表第17項中第17号を削り、同項第18号を同項第17号とし、同項第19号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表第18項とし、同表第16項を削り、同表第15項中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「事業サポート課」を「理財・会計課」に改め、同項を同表第17項とし、同表第14項の次に次の2項を加える。

15 人事労務担当課長専決事項

(1) 職員の研修に係る経費の支出に関すること。

(2) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣に係る予算の支出に関すること。

16 総務課参事（総務事務担当）専決事項

(1) 給与、旅費（例月給与と併せて支給されるものに限る。）、給付金、賃金等の支出に関すること。

(2) 大阪府市町村職員共済組合及び全国健康保険協会に係る経由事務及び負担金等の支出に関すること。

(3) 源泉に係る所得税及び住民税の預り金からの払出し並びに特別徴収義務者としての納入に関すること。

(4) 職員証の交付に関すること。

(5) 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当並びに児童手当の認定に関すること。

(6) 病気休暇の有給又は無給の別を決定すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。